

平成 1 7 年度

(仮称) 芽室町自治基本条例第 1 回検討委員会議事録

日 時 平成 1 7 年 5 月 1 9 日 (木)

場 所 芽室町役場第 1 庁舎地下第 2 ・ 3 会議室

芽室町総務部企画財政課企画調整係

会議次第

- 1 開 会
- 2 町長挨拶
- 3 各委員からの自己紹介
- 4 議 件
 - 1) 会長・副会長の選出について
 - 2) 検討委員会の体制について
 - 3) 条例策定の考え方について
 - 4) 先進地条例等
事前配付：札幌市構想私案【神原教授】、大阪府岸和田市について
 - 5) 今後のスケジュールについて
 - 6) 参考（インターネットから）：自治基本条例の現状と課題（2005）について
 - 7) その他
第2回検討委員会の日程について
条例策定に対するアドバイザーについて
- 5 閉 会

出席委員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 岩 田 昭 夫 | 江 崎 満 | 梶 澤 美佐江 | 小 山 友 子 |
| 嶋 山 亮 二 | 常 通 直 人 | 莊 司 和 子 | 高 橋 美恵子 |
| 中 村 和 宏 | 尾 藤 光 一 | 正 村 紀美子 | 家 内 裕 典 |

欠席委員

| | | |
|-------|---------|---------|
| 青 木 昇 | 中 尾 八重子 | 貫 田 正 博 |
|-------|---------|---------|

傍 聴 人 1人

事務局

| | |
|----------|---------|
| 町長 | 常 山 誠 |
| 総務部長 | 中 島 直 隆 |
| 企画財政課長 | 手 島 旭 |
| 企画財政課長補佐 | 松 浦 智 幸 |
| 企画調整係長 | 石 田 哲 |
| 企画調整係主任 | 高 瀬 義 則 |

午後7時 開会

1 開 会 手島企画財政課長

2 町長挨拶 常山町長

皆さんお晩でございます。

今日は、夜分お疲れのところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

皆さんご承知のとおり、最近、私どもの地方自治体における状況は大きく変化をしている訳でありまして、地方分権の推進でありますとか、また、国又は地方の危機的な財政状況であるとか、或いは、最近急激に少子高齢化が進んでいる、或いはまた、国の各種規制緩和が大幅に進んでいるだとか、そういう大きな変化がある訳でありまして、こうした実態を背景に、国では半ば強制的に合併を推進している訳であります。

こうした状況から見まして、私ども自治体としても、従来のような行政主導型の運営では限界があるだろうと考えております。

今後のまちづくりというのは、町民の皆様の参加をいただいて、協働のまちづくりでありますとか、或いは、自己責任・自己決定ということで、政策判断をする場合、何と申しましてもその指針となる、これから皆さんにご検討いただく自治体の基本条例、別名「自治体の憲法」とも言われている、町の最高の規範にもなります、その自治基本条例が必要になってきております。

従いまして、この条例について皆さんに始終、それぞれの立場でご検討いただきたく、予定は約1年を考えておりますけれども、具体的なことにつきましては、この後、事務局から説明をいたしますので、皆さん大変お忙しい中とは思いますが、よろしくご協力をお願い申し上げます、簡単ですけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 各委員からの自己紹介

各委員・事務局から自己紹介

4 議件

1) 会長・副会長の選出について

事務局から選出にあたって、どなたかに仮議長をお願いして、取り進めたい旨の提案。

仮議長について、事務局の指名による選出方法で、了承。

事務局の指名により、岩田昭夫氏を仮議長に選出。

岩田氏の進行

会長・副会長の選出方法について照会。

会長に家内氏、副会長に中尾氏の推薦があった。

会長から決定することになり、会長として家内裕典氏を拍手をもって承認。

副会長については、3名(中尾氏、正村氏、荘司氏)の方が推薦され、この場で決定するのは困難ということで、会長に一任し、次回の検討委員会で発表することとなった。

2) 検討委員会の体制について

事務局から、資料1-1、1-2に基づいて説明

会長から意見と照会

めむろまちづくり参加条例については、職員も町民も同じ委員会で討論していましたが、今回は、職員の検討委員全員を同じ委員会にすると、人数が多くなるということで、3月の「検討委員会発足準備会議」中で、職員もいっしょに検討した方がいいんじゃないかという提案はしたんですが、役場側としては別組織でいきたいと、2名程度のオブザーバーをこの会議に出席させていただくということで、資料1-1の体制の提案に対して皆さんのご意見、いかが思われますか。

委員からの意見

事務局の説明のとおり、その方がいいのかなと自分も思います。あまり多過ぎても意見の集約がなかなか難しいのかなと、相互に精査し合えばいいと思います。

会長から意見と照会

職員の検討委員が、こちら（町民の検討委員会）にオブザーバーとして参加するのですが、こちらから庁内（職員）検討委員会に参加できないという片側通行になっており、このことについては、どう思われますか？

手島企画財政課長から補足説明

内部の会議につきましては、時間的にも日中の勤務時間内になりますので、全く公開しないという訳ではないのですが、現実的に出席されるというのは難しいと思われます。

検討委員の参加は、庁内（職員）から町民の検討委員会への一方向になりますけれども、町民の検討委員会に参加します庁内（職員）検討委員2名は、相互のパイプ役として、庁内でも審議するとともに、私ども事務局も入りますので、その辺の情報の連携というのもできるものと思っております、いかがでしょう。」

委員からの質問

今の説明の職員2名のオブザーバーは、固定された2名ということですか？

事務局から回答

固定された2名です。

町民の検討委員会の内容を庁内（職員）検討委員会に伝え、フィードバックして、相互に意見・情報交換し、策定していきたい。

会長から情報提供

町議会の一年生議員が「議会基本条例」の勉強会をしている状況である。

自治基本条例は当然、議会側のことも書かなければならないと思っている。

町は、自治基本条例に関して、議会と公式に協議はしていませんよね。

町長からの回答

公式には、まだしていません。

この自治基本条例には、いろいろなスタイルのものありまして、議会のある程度の役割をうたっているものや、別に、議会の基本条例のようなものをつくっているところがあるようです。そのようなことから、委員の皆さんのご意見を尊重して、どういうものがよいというご意見いただければ、そのご意見を踏まえて、議員の皆さんとご相談しながら、取り進めていきたい。

会長から情報提供

四日市市は、議会で自治基本条例を住民参加で策定・提案し、制定されました。

3) 条例策定の考え方について

事務局から、資料1-3、1-4に基づいて説明

会長から意見

私は、自治基本条例を最高条例と位置付けたものを検討するのならば、職員の立場から並行に記載するのでしょけれども、私は、議会基本条例を含めたもの、それが自治基本条例であって、これを別個にするのならば、ここは行政基本条例と書くべきではないかという思いを持っています。

それを別といたしましても、なぜ作るか、どういう目的でつくるかというのは、議員の皆さんの理解はもちろんですが、住民の理解を得られないと「絵に描いたモチ」になってしまいます。

私は、去年から札幌で毎月一回やっております、札幌市のみんなで作ろう自治基本条例学習会というのに、出席しているのですが、この2～3ヶ月は、神原先生がアドバイザーでいろいろやっております。その中でなぜつくるのかという説明のいい資料があるのですが、そういうわかりやすい資料皆さんに配付して、検討委員の皆さんは理解を得られなければ、本格的な論議に入っていけないのではないかなと思っています。それと今日のレジュメのその他の 条例策定に対するアドバイザーとして神原先生がなっておりますが、中間と最終で講師をお願いするのもわからないですね。最初に皆さんの理解を深めるために話しを聞きたかった。昨年、芽室町で開催した講演会を聞いてない方もたくさんいると思いますので、できるだけ早い機会にアドバイザーの先進的な考え方を聞かないと皆さんの理解が深まらないのではないかなと思っています。こういう機会は早く開催してもらった方がいいのではないかなと思っています。今の体制について、私はこうと思いますが、皆さんはどのような考えをお持ちでしょうか。考え方としては、こういう考えで策定していきたいという事務局の提案、これに対して、検討委員が理解を深め、議員の皆さんにもより一層のご理解をいただければいいと思います。

考え方については、ひととおり了解したということによろしいですか。

各委員から了解した旨の声あり

委員からの質問

基本的なことなのですが、今、事務局の説明の中で議会に関する規定を抜いたものも、現在、自治基本条例と呼ばれているということでしたが、個人的には、芽室町は「自主・自立」を選択していますし、まちづくり参加条例も作っていることから、議会に関する規定も、自治基本条例に入れた方がいいという意見です。

議会基本条例というのは、例えば、住民が関わらずに、自治基本条例より先に作ろうと思えば作れますか。その確認だけさせてください。

会長から回答

作れるが、住民が関わらずに作った場合、住民の支持が得られるかどうかと思う。

四日市は、議会基本条例の策定に住民を参加させて、議会で議員が実行していますから、議員だけで、これを作ったということはないと思う。

委員からの意見

資料1 - 4で、自治基本条例が最高位の条例であるということですが、私は、めむろまちづくり参加条例の策定に参加しておりまして、その内容はだいたいは覚えておりますが、他の条例のことが実はわかりません。全部説明するというのは難しいと思いますが、自治基本条例が上位条例ということであれば、是非、検討委員の皆さんに、自治基本条例の直下に位置付けられる条例は、どんなものかということの説明した方が、作った方がいいが、整合性が合わないということにならないと思います。その辺も少しは把握して、それにあったものを作った方がいいと思います。先に制定されている条例があって、後で自治基本条例が制定されたときに、もしかしたら下位の条例が変わるということもあり得る。例えば、町民参加に関する規定については、まちづくり参加条例に全部委任するが、条例同士の整合性を見ると、合わない部分があるので、改正するというところもあるのかなと思います。できれば皆さんに、情報が多いのですが、下位の条例についても、資料を配付した方がよいのかなと思います。僕がほしいと思っております。

会長から意見

神原先生の自治基本条例に関する資料を、検討委員の皆さんに配布した方がいいのではないか。こういった資料に、目を通さなければ、内容がわからないと思う。札幌市の資料と四日市市の資料も、次回の検討委員会にでも配付した方がいいと思います。

4) 先進地条例等

事務局から、資料2 - 1、2、3、5に基づいて説明

会長から意見

神原教授の私案が大方の「叩き台」になるであろうと説明がありましたので、できるだけ早く神原先生の話を聞きたいと思いますが、どうですか皆さん？

事務局から説明

おっしゃるとおりだと思いますけれども、神原先生、なかなかお忙しい方でして、日程の調整をして、できるだけ早めに、来ていただけるようにしていきたいと思います。

委員からの質問

神原先生はアドバイザーとして、議会は、議会基本条例は別に作る必要があるというような言い方をされるのでしょうか？

事務局から説明

神原先生の私案では、第7章に議会と議員活動の原則が規定されており、それに加えて、議会基本条例を制定しなさいと規定しています。

私案では、議会基本条例を制定しなくても、議会に関する規定がされています。

委員からの質問

子どもの権利条例についても、策定することになっていると思いますが、今後、条例の整合を図っていくということになるのでしょうか。自治基本条例には、子どもに関する部分はおおまかに規定し、詳細については、子供の権利条例に規定することなんでしょうか。ニセコ町のように20歳未満のことを簡略に規定するなど、条例間において、基本的な部分を上位の条例で規定し、下位の条例で詳細に規定することになるのでしょうか。

条例の策定は並行して進められていくのでしょうか？

事務局から回答

条例の策定は、基本的には同じように進められます。

条例が同時期に議決されるかどうかという問題はありますが、資料2の7ページの第9条のように、ここは子どもことではないのですが、「自治基本条例」と「市民参加条例」の関係のような感じになると思います。

子どもの権利条例には、基本的な理念というものが書かれてありますから、それを自治基本条例にある程度、取り入れて、そして次の行で、これに関する細かい規定については、子どもの権利条例に規定するというようなものになってくると思います。また、条例策定の時期が同じ時期ですので、できるだけ連携を取って、自治基本条例に組み込むという形になってくるのかなと思っています。

5) 今後のスケジュールについて

事務局から、資料4に基づいて説明

会長から意見

大事な条例なので、まちづくり参加条例と同じようなペースで策定した方が、皆さんに理解していただいた上で策定できると思いますが…。できるだけアドバイザーに来ていただいて、神原先生の話しを聞きたいと思います。あくまでもスケジュールは予定ですから、大事な条例なので、拙速に策

定することもないだろうと思っています。スケジュールには議会に関する事も書かれていますが、予定・予測であって、議会の議決を経なければ、発効しないというものであります。

できるだけ良いものを、どこのもちもあるから作ろうというような月並みなものを作るなら、行政基本条例で、行政の職員の皆さんが作ったものを、ひととおり訂正して作ればばいいと思います。

折角、忙しい皆さんに何回も集まっていただいて作るのですから、無料奉仕、本当のボランティアで、できるだけ立派なものを作っていきたいと思っています。

6) 参考

資料5については、先進地条例等とともに説明した。

7) その他

事務局から次会検討委員会の日程について説明

2回目の検討委員会については、6月16日(木)に開催したいと思いますが、皆さんのご都合がよろしければ、また、同じくこの場所で、開催させていただきたいと思います。

日程については、ほぼ確定させていただき、改めて会議の通知をさせていただくこととした。

事務局から講演会のご案内

別紙チラシのとおり、5月30日(月)に町主催で、早くから協働のまちづくりに取り組んでいる埼玉県志木市の担当の方に来ていただき、講演会を開催しますので、是非ご参加ください。

5月23日(月)にも、芽室商工協同組合の主催により、前三重県知事の北川氏の講演会がありますので、そちらも是非ご参加ください。

会長から意見

スケジュールの関係ですが、できれば、2回目か3回目くらいに、神原先生を来ていただきたいのと、資料についてもわかりやすいものを配付してほしい。

日程については、土・日曜日でもかまわないので。

5 閉 会